**年度　認可外保育施設**

**自主点検表**

**（施設型（５人以下））**

|  |  |
| --- | --- |
| 記入年月日 | 年　　　　月　　　　日 |
| 施設名称 |  |
| 記入者名 |  |

新座市

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **自 主 点 検 項 目** | **点 検 結 果** | **点 検 の ポ イ ン ト** |
| 第１　保育に従事する者の数及び資格 | | |
| 保育に従事する者の数等 | | |
| ①乳幼児の数が保育することができる数以内となっていますか。 | はい　いいえ | 〇保育に従事する者１人に対して、乳幼児は３人以下であること。  〇家庭的保育補助者とともに保育する場合、乳幼児は５人以下であること。 |
| ②保育に従事する者のうち、１人以上は有資格者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者が配置されていますか。 | はい　いいえ | 〇保育に従事する者は全て、保育士、看護師又は家庭的保育者が准看護師の資格を有する者が配置されていることが望ましい。 |
| ③保育士でない者が保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称を使用していませんか。 | はい　いいえ | 〇保育士でない者が、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用した場合には、罰金が課せられる。  〇事業者が、保育士資格を有していない者について、保育士であると誤認されるような表現を用いて入園案内や児童の募集を行った場合は、事業者についても、名称独占違反の罰則が課されるおそれがある。 |
| 第２　保育室等の構造、設備及び面積 | | |
| １　保育室等の面積 | | |
| ①保育室の面積は、家庭的保育事業等設備運営基準第２２条を参酌しつつ、乳幼児の保育を適切に行うことができる広さですか。 | はい　いいえ | 【家庭的保育事業等設備運営基準第２２条】  〇専用の部屋の面積は、９．９㎡(保育する乳幼児が３人を超える場合は、９．９㎡に３人を超える人数１人につき３．３㎡を加えた面積)以上であること |
| ②調理室（調理設備）は、当該施設内にあって専用のものとなっていますか。又は、施設外にある調理室を共同使用している場合、必要なときに利用できるようになっていますか。 | はい　いいえ | 〇調理室（調理設備）は、乳幼児が保育室から簡単に立ち入ることができないよう区画等されていますか。  〇給食を施設外で調理している場合や、家庭からの弁当の持参を行っている場合などは、加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有していることが求められる。  〇調理室（調理設備）は衛生的な状態が保たれていますか。 |
| ２　保育室等の採光及び換気の確保、安全性の確保 | | |
| ①保育室の採光が確保されていますか。 | はい　いいえ | 〇建築基準法等の規定に準じ、窓など採光に有効な開口部の面積が床面積の５分の１以上であることが望ましい。 |
| ②保育室の換気が確保されていますか。 | はい　いいえ | 〇建築基準法等の規定に準じ、窓など換気に有効な開口部の面積が床面積の２０分の１以上であるか、これに相当する換気設備があることが望ましい。 |
| ③乳幼児用ベッドの使用に当たっては、同一の乳幼児用ベッドに２人以上の乳幼児を寝かせていませんか。 | はい　いいえ |  |
| **自 主 点 検 項 目** | **点 検 結 果** | **点 検 の ポ イ ン ト** |
| ３　トイレ・調理室 | | |
| ①トイレ用の手洗設備が設置されており、かつ衛生的に管理されていますか。 | はい　いいえ |  |
| ②乳幼児が安全に使用するのに適当なものとなっていますか | はい　いいえ |  |
| ③保育室及び調理室（調理設備）と区画され、衛生上の問題はありませんか。 | はい　いいえ |  |
| ④便器の数は、１個以上設置されていますか。 | はい　いいえ |  |
| 第３　非常災害に対する措置 | | |
| １　消火用具・非常口の設置 | | |
| ①消火用具が設置されていますか。 | はい　いいえ |  |
| ②消火用具の設置場所及びその使用方法が職員に周知されていますか。 | はい　いいえ |  |
| ③非常口は、火災等非常時に利用乳幼児の避難に有効な位置に、適切に設置されていますか。 | はい　いいえ |  |
| ２　非常災害に対する具体的計画の策定等 | | |
| ①災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担等が記された計画が策定されていますか。 | はい　いいえ |  |
| ②避難消火等の訓練を毎月１回以上の実施していますか。 | はい　いいえ | 〇訓練内容は、消火活動、通報連絡及び避難誘導等の実地訓練を原則とする。 |
| ③業務継続計画を策定していますか。 | はい　いいえ | 〇感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 |
| ④業務継続計画を職員に周知し、必要な研修及び訓練を実施していますか。 | ☐はい　いいえ |  |
| ⑤業務継続計画の見直しを定期的に行い、必要に応じて変更していますか。 | ☐はい　いいえ |  |
| ⑥感染症又は食中毒の発生予防及びまん延防止のために、職員に対して研修及び訓練を定期的に実施していますか。 | ☐はい　いいえ |  |
| **自 主 点 検 項 目** | **点 検 結 果** | **点 検 の ポ イ ン ト** |
| 第４　保育内容 | | |
| １　保育内容 | | |
| ①乳幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容を工夫していますか。 | はい　いいえ | 〇保育所保育指針を踏まえた適切な保育が行われていること。 |
| ②乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等がバランスよく組み合わされた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされた保育の計画を定め実行していますか。 | はい　いいえ |  |
| ③カリキュラムが乳幼児の日々の生活リズムに沿って設定されていますか。 | はい　いいえ | 〇デイリープログラム等が作成されていること。 |
| ④必要に応じ入所（利用）乳幼児に入浴又は清拭をし、身体の清潔が保たれていますか。 | はい　いいえ |  |
| ⑤沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に配慮していますか | はい　いいえ |  |
| ⑥外遊びなど、戸外で活動できる環境が確保されていますか。 | はい　いいえ |  |
| ⑦漫然と乳幼児にテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていませんか。 | はい　いいえ | 〇一人一人の乳幼児に対してきめ細かくかつ相互応答的に関わること。 |
| ⑧必要な遊具、保育用品が備えられていますか。 | はい　いいえ | 〇年齢に応じた玩具、絵本、紙芝居などを備えることが必要である。また、衛生面の注意も必要。なお、大型遊具を備える場合などは、その安全性の確認を常に行うことが事故防止の観点から不可欠である。 |
| ２　保育に従事する者の保育姿勢等 | | |
| ①乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として、適切な姿勢が確保されていますか。 | はい　いいえ | 〇設置者をはじめとする職員は保育内容等に対して、児童の利益を優先して適切な対応をとることが必要である。  〇特に施設長については、その職責に鑑み、資質の向上、適格性の確保が求められる。 |
| ②保育所保育指針を理解する機会を設ける等、保育に従事する者の人間性と専門性の向上を図るよう努めていますか。 | はい　いいえ |  |
| ③乳幼児に身体的苦痛を与えたり、人格を辱めることがないなど、乳幼児の人権に十分に配慮していますか。 | はい　いいえ | 〇しつけと称するかを問わず児童に身体的な苦痛を与えることは犯罪行為であること。  〇ネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力などによる心理的苦痛も与えてはならない。 |
| **自 主 点 検 項 目** | **点 検 結 果** | **点 検 の ポ イ ン ト** |
| ④虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制がとられていますか。 | はい　いいえ | 〇虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関に対し助言を求める等適切に対応すること。 |
| ３　保護者との連絡等 | | |
| ①連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、施設からは施設での乳幼児の様子を連絡していますか。 | はい　いいえ | 〇保護者との相互信頼関係を築くことにより、保護者の理解と協力を得ることが児童の適切な保育にとって不可欠であり、連絡帳等で相互に連絡しあうこと。 |
| ②緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡先が整理され、全ての保育従事者が容易に分かるようにされているか。 | はい　いいえ | 〇消防署、病院等の緊急連絡先一覧表等も併せて整備すること。 |
| ③保護者や利用希望者等から乳幼児の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、乳幼児の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるよう適切に対応していますか。 | はい　いいえ |  |
| 第５　給食 | | |
| 「保育所における食事の提供ガイドライン（平成２４年３月厚生労働省）」、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（２０１９年改訂版）（平成３１年４月厚生労働省）」を参考にすること。  衛生管理については、「大量調理施設衛生管理マニュアル（平成29年６月16日付け生食発0616第１号通知）」、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」（平成22年３月厚生労働省）及び「乳児用調製粉乳の安全な調乳、保存及び取扱いに関するガイドライン」（世界保健機関/国連食糧農業機関共同作成・2007年）」を参考にすること。 | | |
| １　衛生管理の状況 | | |
| ①食器類やふきん、まな板、なべ等は十分に殺菌したものを使用しているか。  　また、哺乳ビンは使用するごとによく洗い殺菌していますか。 | はい　いいえ |  |
| ②調理室は清潔に保たれていますか。 | はい　いいえ |  |
| ③調理方法は衛生的に行われていますか。 | はい　いいえ |  |
| ④配膳は衛生的に行われていますか。 | はい　いいえ |  |
| ⑤食事時、食器類や哺乳ビンは、乳幼児や保育に従事する者の間で共用されていませんか。 | はい　いいえ |  |
| **自 主 点 検 項 目** | **点 検 結 果** | **点 検 の ポ イ ン ト** |
| ⑥原材料、調理済み食品（持参による弁当、仕出し弁当、離乳食も含む）について、腐敗、変質しないよう冷凍又は冷蔵設備等を利用する等適当な措置を講じていますか。 | はい　いいえ | 〇適切な温度で保存する等、衛生上の配慮を行うこと。 |
| ２　食事内容等の状況 | | |
| ①乳児の食事を幼児の食事と区別して実施しているか。 | はい　いいえ |  |
| ②健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容にしていますか。 | はい　いいえ | 〇アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。 |
| ③【弁当持参や市販の弁当を利用する場合】  　乳幼児に適した内容となっていますか。 | はい　いいえ | 〇家庭とも連携の上、児童の健康状態や刻み食などの年齢に応じた配慮を行うこと。 |
| ④乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置が行われていますか。また、離乳食摂取後の乳児についても食事後の状況に注意が払われていますか。 | はい　いいえ |  |
| ⑤食事摂取基準、乳幼児の嗜好を踏まえ、変化のある献立により一定期間の献立表を作成し、この献立に基づき調理がされていますか。  ※　自園調理をしていない場合は、「該当なし」にチェックしてください。 | はい　いいえ  該当なし | 〇独自で献立を作成することが困難な場合には、市等が作成した認可保育所の献立を活用するなどの工夫が必要である。 |
| 第６　健康管理・安全確保 | | |
| １　乳幼児の健康状態の観察 | | |
| ①登園の際、健康状態の観察及び保護者からの乳幼児の報告（体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等）を受けていますか。 | はい　いいえ |  |
| ②降園の際、登園時と同様の健康状態の観察を行っていますか。また、保護者へ乳幼児の状態を報告していますか。 | はい　いいえ |  |
| ２　乳幼児の発育チェック | | |
| 身長や体重の測定など、基本的な発育チェックを毎月定期的に行っていますか。 | はい　いいえ |  |
| **自 主 点 検 項 目** | **点 検 結 果** | **点 検 の ポ イ ン ト** |
| ３　乳幼児の健康診断 | | |
| ①乳幼児の健康状態の確認のため、利用開始時の健康診断は、なるべく利用決定前に実施し、未実施の場合は利用開始後直ちに行っていますか。 | はい　いいえ | 〇保護者からの健康診断結果の提出がある場合などは、これにより利用開始時の健康診断がなされたものとみなして差し支えない。 |
| ②継続して利用している児童の健康診断を「利用開始時」及び「１年に２回（おおむね６か月ごと）」実施していますか。  ※学校保健法に規定する健康診断に準じて実施。 | はい　いいえ | 〇施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書又は母子健康手帳の写しの提出を受けること。  〇医師による健康診断は、心身の発達に遅れがみられる児童の早期発見につながるという面からも有効である。 |
| ③利用開始後の乳幼児の体質、かかりつけ医を確認、 緊急時に備えた保育施設付近の病院関係一覧を作成し、全ての保育に従事する者へ周知されていますか。 | はい　いいえ |  |
| ４　職員の健康診断 | | |
| ①職員の健康診断を採用時及び１年に１回実施していますか。 | はい　いいえ | 〇健康診断の実施は、労働安全衛生法第６６条、労働安全衛生規則第４４条により義務付けられている。  ※短時間労働者であっても、次の①②のいずれにも該当する場合は、健康診断が必要である。  　　①期間の定めのない労働契約又は期間１年以上の有期労働契約により使用される者、契約更新により１年以上使用され、又は使用されることが予定されている者  　　②週の労働時間数が、通常の労働者の週の労働時間数の３／４以上である者 |
| ②調理に携わる職員は、おおむね月１回検便を実施していますか。 | はい　いいえ |  |
| ５　医薬品等の整備 | | |
| 必要な医薬品その他の医療品が備えられていますか。 | はい　いいえ | 〇体温計、水まくら、消毒薬、絆創膏類は、最低限備えることが必要である。 |
| ６　感染症への対応 | | |
| ①感染症にかかっていることがわかった乳幼児及び感染症の疑いがある乳幼児については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示していますか。 | はい　いいえ |  |
| ②再登園時には、かかりつけ医とのやりとりを記録した書面等の提出など、かかりつけ医による判断の確認について、保護者の理解と協力を求めていますか。 | はい　いいえ |  |
| **自 主 点 検 項 目** | **点 検 結 果** | **点 検 の ポ イ ン ト** |
| ③歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、一人一人のものを準備しているか。 | はい　いいえ | 〇洗浄、洗濯等を行わないまま共有しないこと。 |
| ７　乳幼児突然死症候群（ＳＩＤＳ）に対する注意 | | |
| ①睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察していますか。 | はい　いいえ | 〇睡眠中は必ず保育室に在室し、０歳児は５分、１歳児以上は１０分ごとに観察すること。 |
| ②乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせていますか。 | はい　いいえ | 〇　仰向け寝は、乳幼児突然死症候群のほか、 窒息の防止の観点から有効であるが、医学上の理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もあるため、入所時に保護者に確認するなど、乳幼児突然死症候群に対する注意に努めること。 |
| ③保育室では禁煙を厳守していますか。 | はい　いいえ | 〇児童は受動喫煙による健康影響が大きいため、認可外保育施設を含む児童福祉施設については、「健康増進法の一部を改正する法律」（平成３０年法律第７８号）の公布によって「第一種施設」に位置付けられ、令和元年７月１日から「敷地内禁煙」となっている。（屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。） |
| ８　安全確保 | | |
| ①乳幼児の安全の確保に配慮して保育を実施していますか。 | はい　いいえ | 〇保育室だけでなく、乳幼児の出入りする場所には危険物を置かない、書庫などの固定、棚から物の落下防止等の工夫が必要である。 |
| ②事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図っていますか。 | はい　いいえ | 〇施設内の危険な場所、設備等へ囲いや施錠などを行う必要がある。  〇施設の周囲に危険箇所などがある場合には、児童が勝手に出られないような配慮（敷地の周囲を柵などで区画する、出入り口の錠は幼児の手の届かないところに備えるなど）が必要である。 |
| ③安全計画を策定していますか。 | はい　いいえ | 〇施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での  活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活にお  ける安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設に  おける安全に関する事項についての計画（安全計画）を策  定し、当該安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保  育の実施をすること。 |
| ④安全計画を職員に周知し、安全計画に定める研修及び訓練を定期的に実施していますか。 | はい　いいえ |  |
| ⑤安全計画に基づく取り組みの内容等に関して、保護者に周知していますか。 | はい　いいえ |  |
| ⑥安全計画の内容を定期的に見直し、変更していますか。 | はい　いいえ |  |
| **自 主 点 検 項 目** | **点 検 結 果** | **点 検 の ポ イ ン ト** |
| ⑦不審者の立入防止などの対策や緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備していますか。 | はい　いいえ | 〇施設の安全確保については、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（平成２８年３月内閣府・文部科学省・厚生労働省）」を参考にすること。 |
| ⑧児童の送迎又は園外活動等のための児童の移動のために自動車を運行する場合、乗車及び降車時に児童の所在確認を行っていますか。 | はい　いいえ  該当なし |  |
| ⑨児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車に車内の児童の所在の見落としを防止するためのブザーなどの装置を備えていますか。 | ☐はい　いいえ  該当なし | 〇座席が２列以下の自動車を除いて、全ての自動車に原則として安全装置の設置が必要です。 |
| ⑩事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施していますか。 | はい　いいえ |  |
| ⑪賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えていますか。 | はい　いいえ |  |
| ⑫事故発生時には速やかに当該事実を市に報告していますか。 | はい　いいえ  該当なし | 〇事故報告については、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成29年11月10日付け府子本第912号、29初幼教第11号、子保発1110第1号、子子発1110第1号、子家発1110第1号通知）を参照すること。 |
| ⑬事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 | はい　いいえ  該当なし |  |
| ⑭死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっていますか。 | はい　いいえ  該当なし | 〇施設の安全確保については、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（平成２８年３月内閣府・文部科学省・厚生労働省）」を参考にすること。 |
| ⑮プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしていますか。 | はい　いいえ |  |
| ⑯児童の食事に関する情報（や  　機能を含む発達や喫食の状況、  食行動の特徴など）や当日の子どもの健康状態を把握し、等による窒息のリスクとなるものを除去すること、また、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応していますか。 | はい　いいえ |  |
| **自 主 点 検 項 目** | **点 検 結 果** | **点 検 の ポ イ ン ト** |
| ⑰窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的に実施していますか。 | はい　いいえ |  |
| 第７　利用者への情報提供 | | |
| １　施設及びサービスに関する内容の掲示 | | |
| 以下の事項について、サービスを利用する者が見やすい場所に掲示されていますか。  ａ　設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名  ｂ　建物その他の設備の規模及び構造  ｃ　施設の名称及び所在地  ｄ　事業を開始した年月日  ｅ　開所している時間  ｆ　提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のものの内容及びその理由  ｇ　入所（利用）定員  ｈ　保育士その他の職員の配置数又はその予定  ｉ　保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額  ｊ　提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容  ｋ　緊急時等における対応方法  ｌ　非常災害対策  ｍ　虐待の防止のための措置に関する事項  ｎ　施設の設置者について、過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。） | はい　いいえ | 〇「ｈ　保育士その他の職員の配置数又はその予定」について、職員の配置数は、保育に従事している保育士その他の職員のそれぞれの１日の勤務延べ時間数を８時間で除した数である。  　また、以下の①または②のいずれかによる方法も有効である。  ①職員のローテーション表及びその日実際に保育に当たる保育従事者の資格状況等  ②その日実際に保育に当たる保育従事者の数および有資格者数等をホワイトボードに記載  〇「ｋ　緊急時等における対応方法」について、緊急時等における関係機関の連絡先や保護者との連絡方法などを記すこと。別途、緊急時等における対応マニュアルを定めている場合においては、その旨を記すこと。  〇「ｌ　非常災害対策」について、災害時における関係機関の連絡先や保護者との連絡方法、避難訓練の実施状況、避難場所や避難方法などを記すこと。  また、別途非常災害に関する具体的な計画を作成し、計画の概要等を掲示しても差し支えない。（非常災害とは、火災や水害・土砂災害、地震など地域の実情を鑑みた上で想定される災害を指している。）  〇「虐待の防止のための措置に関する事項」について、虐待の防止に関する研修の実施状況や虐待の防止に関するマニュアルの作成状況等について記すこと。 |
| **自 主 点 検 項 目** | **点 検 結 果** | **点 検 の ポ イ ン ト** |
| ２　サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付 | | |
| 以下の事項について、利用者に書面等による交付がされていますか。  ａ　設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地  ｂ　当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項  ｃ　施設の名称及び所在地  ｄ　施設の管理者の氏名及び住所  ｅ　当該利用者に対し提供するサービスの内容  ｆ　保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額  ｇ　提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容  ｈ　利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先 | はい　いいえ | 〇「ｂ　当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項」について、あらかじめ、サービスに対する利用料金のほか食事代、入会金、キャンセル料等を加算する場合には、その料金についても、交付書面等により、利用者に明示しておくこと。  〇書面での交付に代えて、利用者の承諾を得て一定の電磁的方法により提供することが可能である。 |
| ３　利用予定者等への契約内容等の説明 | | |
| ①利用予定者からサービス利用の申込みがあった場合に契約内容及びその履行に関する事項について、適切に説明を行っていますか。 | はい　いいえ |  |
| ②利用契約が成立した後に、「提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項」について変更した場合は、変更の内容及びその理由を利用者に通知及び直接の説明を行っていますか。 | はい　いいえ |  |
| 第８　備える帳簿 | | |
| １　職員に関する書類 | | |
| ①職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類（写）、採用年月日等が記載された帳簿等を整備していますか。 | はい　いいえ |  |
| ②労働基準法等の他法令に基づき、各事業場ごとに備え付けが義務付けられている帳簿等がありますか。 | はい　いいえ | 〇労働基準法等の他法令においても各事業場ごとに備えるべき帳簿等について規定があり、保育施設も事業場に該当することから、各保育施設ごとに帳簿等の備え付けが義務付けられている。詳細については、労働基準監督署に確認すること。  （例）  　・労働者名簿（労働基準法第107条）  ・賃金台帳 （労働基準法第108条）  ・雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務（労働基準法第109条） |
| **自 主 点 検 項 目** | **点 検 結 果** | **点 検 の ポ イ ン ト** |
| ２　在籍乳幼児に関する書類等 | | |
| 在籍（利用）乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児の在籍（利用）記録並びに契約内容等が確認できる帳簿等があるか。 | はい　いいえ |  |